

すべての一般住宅に 住宅用火災警報器の設置が義務付けられました!

住宅用火災警報器とは・・・

住宅用火災警報器は、火災による煙または熱にいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれる警報器です。住宅用火災警報器の設置により、万が一火災が発生した場合にも、素早く避難ができるようになります。

☆設置義務化について

住宅火災の死者を減らす目的として、平成16年6月2日消防法の一部改正により、平成23年6月までにすべての住宅への住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

☆火災による死者数が急増中

この住宅用火災警報器の義務化された背景には、近年の日本国内における住宅火災による死者数の増加があり、平成15年から19年まで5年連続して1,000人以上の方が住宅火災で亡くなっています。平成17年は、データのある昭和54年以降で最多の1,220人にも上り、平成18年中もそれに次ぐ1,187人、平成19年には1,148人の死者を記録しました。

☆住宅用火災警報器の重要性

これらの住宅火災で亡くなった人のうちの約6割は「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。早く火災の発生を知っていれば、助かった方も多かったのではないかと推測されます。

☆選ぶ時の決め手はNSマーク

住宅用火災警報器は、法令等による規格が定められ、警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。国が定めた住宅用火災警報器規格の基準を満たしたものは、本体にNSマーク（鑑定合格証）が付いています。

住宅用火災警報器を選ぶときの目安として、NSマークが付いたものを選びましょう。

NSマーク



代表的な住宅用火災警報器の種類について

	電池式	家庭用電源式
煙式（光電式）		
熱式（定温式）		
複合式		

鏡野町におきましては、これから住宅用火災警報器の設置に関する促進運動を展開する予定であり、現在様々な団体と協議を行っています。

上記についてのお問い合わせ先

鏡野町役場総務課 消防係

電話 0868-54-2111